

被害者参加制度に反対する会長声明

本年3月13日、被害者参加制度の新設を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に上程された。

新制度は、裁判員裁判の対象事件や業務上過失致死傷等の事件について、被害者の公判への出席、証人尋問、被告人質問、求刑を含む意見陳述等を創設する制度である。

犯罪被害者および遺族（以下「犯罪被害者等」という）の救済を進めるためには、犯罪被害者等に対する精神的・経済的な支援体制を構築し、充実させることが必要であることは論を待たない。今回の立法の動きは、十分な支援制度を構築することなく、犯罪被害者等の刑事裁判参加という新制度のみで対応しようとするものである。

しかも、新制度は、以下のとおり基本的な点において問題が多かつ法制審議会での審議も不十分であり、安易な導入には反対である。

第1に、刑事法廷を復讐の場としてはならない。新制度は、犯罪被害者等に「被害者参加人」という法的地位を与えた上で、検察官の活動から独立した訴訟活動を認めるもので、現行の刑事訴訟における当事者主義構造を変容させ、刑事法廷を個人的な復讐の場とし、同時に被告人・弁護人の防御の負担を過大なものとするおそれがある。

第2に、適正手続の保障を傷つけてはならない。犯罪被害者の落ち度などの重要な争点について、結果が重大であればあるほど、被告人は主張することが心理的に困難な状況に置かれる。検察官の厳しい追及に加えて、犯罪被害者

等から直接質問されるようになれば、被告人は沈黙せざるを得なくなり、防御権を十全に行使できなくなり、適正手続に反し、その結果、真実発見が歪められるおそれがある。

第3に、厳格な証拠法則等の刑事裁判の基本原則を空洞化させてはならない。刑事裁判手続は、伝聞証拠を排除するなどの厳格な証拠法則に基づいて進行されることを予定しているにもかかわらず、犯罪被害者等による意見や質問が過度に重視されて、事実認定や量刑に上記の刑事訴訟の基本原則と矛盾した影響を与えるおそれがある。特に、2009年から施行される裁判員制度においては、裁判員に対し裁判官以上に事実認定および量刑判断において適正手続に反する影響を与えるおそれがある。

さらに、犯罪被害者等の中にも、新制度が犯罪被害者等に新たな負担を課すことになる等の理由により新制度の導入には慎重な立場があり、新制度について、国民各層に幅広い不安と疑義が生じている。

将来に禍根を残さないためにも、幅広く犯罪被害者等の声に耳を傾けるとともに、広く国民の議論を尽くすべきである。そこで、上記の被害者参加制度に反対するとともに、その法案内容について国会において慎重に審議することを求めるため、本声明を発する。

2007年3月22日

東京弁護士会会長 吉岡桂輔

いわゆる「ロコ・ロンドン貴金属取引」被害に関する会長声明

近時、「ロコ・ロンドン貴金属取引」などと称する、海外における貴金属の現物価格を差金決済指標として差金の授受等をする私的差金決済取引が創出され、被害が急増している。いわゆる「ロコ・ロンドン貴金属取引」は、証拠金の10倍から20倍程度の想定元本の現物の売買を行った場合の差金決済契約上の地位が付与され、かつ決済期限を繰り延べしていく取引である。商品先物取引に類似する取引であるから、このような商法を行うことは商品市場類似施設の開設を禁止する商品取引所法第6条に違反するものであると考えられるうえ、商品市場における取引によらないで商品市場における相場を利用して差金の授受をすることを禁止する商品取引所法329条の趣旨にも反するものと考えられる。

また、私的差金決済取引は、賭博罪の構成要件に該当するものであり、法令又は正当な業務による行為として違法性阻却がなされない限り、少なくとも一般消費者に対して勧誘される私的差金決済取引は許容されるものではない。またこのような取引を行う業者はそれ自体が賭博場であり、そこで利益を図ろうとするものとして、賭博場等開帳図利罪(同法第186条第2項)に該当しうるとも考えられる。

「ロコ・ロンドン貴金属取引」商法は、いわゆる「外国為替証拠金取引商法」(正常な金融商品取引としてされる外国為替証拠金取引と区別するため「外国為替証拠金取引商法」という)と同一の人的系譜を持ち勧誘方法も同様で

ある。「外国為替証拠金取引商法」においては、99歳の高齢者から金員の交付をさせたり、個人が会社法人格を詐称したり、取引の終了を申出た後に仮装取引による証拠金の返還を拒絶するなど、信じがたい深刻な被害事案が多数見られたが、このような商法の生起・蔓延は、私的差金決済取引を任意に創出して一般消費者を対象に無差別の勧誘をする商法自体に対する法規制のあり方が充分でなかったことに起因することに思いを至さなければならない。

「外国為替証拠金取引商法」被害は、数年間に亘り被害の拡大が阻止されなかった。「ロコ・ロンドン貴金属取引」商法に対して早急に適切な手当をしなければ、「外国為替証拠金取引商法」被害による教訓が活かされずにその轍を踏み、今後も差金決済指標を任意に設定して創出される可能性がある詐欺的商法による被害を漫然と生起・拡大させることが強く懸念される。

よって、国(衆参両議院、金融庁、経済産業省、検察庁、警察庁)に対し、喫緊の課題として、いわゆる「ロコ・ロンドン貴金属取引」と上記関係法令の関係を正しく認識し、適正な対処がなされることを求めるため、本声明を発することとする。

2007年3月28日

東京弁護士会会長 吉岡桂輔

憲法改正国民投票法案の参議院での慎重審議を重ねて求める声明

与党は、4月13日、衆議院本会議において、憲法改正手続に関する国民投票法案を強行採決し、参議院に送付した。

憲法改正国民投票は、主権者である国民が、わが国の最高法規である憲法のあり方について直接意見を表明するという国政上の重大問題である。当会は、2005年9月20日、国民の間に未だ合意が形成されていない段階で法案を国会に上程することに反対し、次いで2007年2月27日、上記声明にもかかわらず国会に上程された与党法案に重大な問題があることを指摘して慎重審議を求める声明を発表してきた。

しかるに、衆議院においては、中央公聴会を2回、地方公聴会を新潟、大阪で開いただけで十分な審議がなされないまま、与党により強行採決されたことは極めて遺憾と言わざるを得ない。

今回の法案は、①最低投票率の規定がないため、少数の投票者の意思により憲法改正が行われるおそれがあること、②改正案の発議について、「内容において関連する

事項ごと」に区分して行うとされているが、どのような場合に内容が関連するのかの基準が曖昧であり、国民の意思が正確に反映される投票方法となっていないこと、③公務員及び教育者の地位利用に対する規制について、罰則の定めはないものの運動自体を禁止しており、国民が広く憲法改正の議論をすることについて萎縮効果を与えること、④改正案の発議から投票まで60日以上180日以内とされているが、憲法改正という重大な問題について国民が十分に情報を得て議論を尽くすには短すぎることに、⑤メディアの報道や有料広告のあり方に関する問題等、重大な問題点をはらんでいる。

当会は、参議院での今後の法案審議において、公聴会を全国各地で開くなど拙速を避け、上記の法案の問題点についてさらに深い議論がなされるよう、慎重な審議を求める。

2007年4月17日

東京弁護士会会長 下河邊和彦